

「近畿地方再エネ導入促進のための協力宣言事業者登録制度」における
近畿地方環境事務所作成資料利用規約（令和7年3月4日）

「近畿地方再エネ導入促進のための協力宣言事業者登録制度」（以下「宣言制度」という。）に基づき登録申請をし、宣言登録を受けた事業者（以下「宣言事業者」という。）は、近畿地方における再エネ導入促進に資するべく、宣言事業者の用に供するために環境省近畿地方環境事務所（以下「近畿地方環境事務所」という。）が作成した資料（以下「作成資料」という。）を利用することができる。

利用に際して申請手続等は不要とするが、宣言事業者は、以下に定める利用上の注意に従う必要があるものとする。

近畿地方環境事務所は、宣言事業者が利用上の注意に従っていないと認めた場合には、警告、利用者の公表、作成資料の回収の要請又は近畿地方再エネ導入促進のための協力宣言事業者登録制度実施要綱第9条の規定に基づく当該宣言事業者の登録の取消等、必要な措置を講ずることとする。

利用上の注意

- ・ 作成資料を利用者が改変して利用することはできない。
- ・ 作成資料の利用が次のいずれかに該当する場合、利用を認めないものとする。
 1. 宣言事業者による販売や施工等について、環境省や近畿地方環境事務所の認定、許可等を受けたものと誤解を与えるおそれがある場合
 2. 宣言制度に関する取組の信用又は品位を害するものと認められる場合
 3. 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
 4. 特定の政治、思想、宗教、募金の活動に関するものと認められる場合
 5. 不当利益を上げることを目的とするような行為に利用する場合
 6. 特定の個人又は団体の売名に利用されるような利用となる場合
 7. 第三者に対する誹謗中傷、差別等、利益を害する行為に利用する場合
 8. 名誉毀損、詐欺等、第三者の権利を侵害する場合
 9. 反社会的勢力に関連付けた活動と認められる場合
 10. 証明するものとして利用する場合
 11. その他近畿地方環境事務所が不適切な利用であると判断する場合
- ・ 作成資料は、特定の製品の機能、性能等を示すものではない。
- ・ 作成資料は、特定の商品名、ブランド名のために利用することはできない。
- ・ 作成資料は、認定、認可等を意味するものではない。
- ・ 利用者は、作成資料の利用に関する第三者との係争、審判、訴訟等に要した費用（合理的な弁護士費用、訴訟費用等を含む。）を負担するものとする。
- ・ 利用者は、作成資料の利用に関し、第三者に損害を与えた場合、当該利用者がその損害について全ての責任を負うものとし、近畿地方環境事務所及び第三者は一切の損害、損失及び責任を負わないものとする。

- 利用者は、利用方法に関する全ての責任を負うものとし、近畿地方環境事務所は一切責任を負わないものとする。
- 作成資料に関する一切の権利は、近畿地方環境事務所に帰属する。

この利用規約は、今後必要に応じて、利用者の許諾なく改定する場合がある。